

小諸支援学校寄宿舎入舎規定

1 入舎対象者

本人や保護者が、共に寄宿舎への入舎を希望し、寄宿舎の支援を通して、安心安全に生活することができる生徒。原則として、中学部2年から高等部までの生徒を対象とし、以下に該当する者とする。

(1)	教育機会の保障のための入舎	毎日の安定的な通学のため、入舎が必要であると認められる生徒
(2)	自立支援のための入舎	自立と社会参加に向けた力の育成のため、寄宿舎における支援が必要であると認められる生徒

2 入舎判断基準

(1) 教育機会の保障のための入舎

① 遠距離のための通学困難

遠距離による通学困難者の対象範囲については、以下の目安とする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・自力通学により公共交通機関を利用する場合、通学に片道90分以上かかる。・保護者の送迎による通学の場合、片道60分以上かかる。 |
|--|

なお受け入れる生徒の実態及び学校の状況に応じて、安全安心な支援体制が確保できるよう、入舎受け入れ人数の調整等を必要に応じて行う。

② 遠距離以外の事情により、毎日の安定的な通学が困難

家庭事情により、行政ならびに福祉などの外部機関が介入し、寄宿舎との連携が望ましい場合は、11月末までに会議を開いて検討する。ただし、入舎については本人や保護者の承諾を必要とした上で、寄宿舎・スクールバス調整委員会で検討する。また、受け入れを決定する前に、退舎後の通学保障等に向け、学校、保護者、外部機関の役割を明確化し、連携して状況の改善に努める。

(2) 自立支援のための入舎

心身の状況および発達段階上寄宿舎生活が必要と認められる場合。具体的には、寄宿舎の教育目標に照らし合わせたときに、寄宿舎生活が妥当であると判断され、将来の生活自立、社会参加に向けて効果が大きいとされる場合。

(3) 入舎に係り慎重な検討が必要な生徒の入舎について

以下に係る生徒の入舎は、不可とする。ただし、下記に係る事項の中で支援体制や環境の工夫をすることにより、状況の改善・解消の見込みがあると判断できる場合は、入舎検討の対象生徒になる場合がある。

- ① 医療的ケアが必要な場合。
- ② 体位交換など、夜間の介助・支援が必要な場合。
- ③ 食事面における特別な配慮（特別食、アレルギー除去食）を必要とする場合。
- ④ 他害・自傷行動、破壊行動、飛び出し等で、生命の安全を確保できない場合。また、他の寄宿舎生の安心安全な生活に著しく影響すると思われる場合。
- ⑤ てんかんによる、けいれんや発作等が、医師の指示による服薬で調整されていない場合。
- ⑥ 体調不良、急病、事故等の緊急時、連絡を取れない、また迎えに来ることが難しい家庭。

3 留意事項

(1) 入退舎の見直し

- ① 年度ごと、上記入舎基準に照らし合わせ、保護者、学級担任、寄宿舎担任で十分協議し、部会、

舎務会、支援会議で検討した上で、寄宿舍・スクールバス調整委員会にはかる。

- ② 寄宿舍入舎を希望する生徒については、体験入舎実施を前提とする。
- ③ 入舎希望者が多数の場合は、協議の上、必要性の高い生徒を優先する。
- ④ 寄宿舍・スクールバス調整委員会においては、上記入舎基準の他、配当されている寄宿舍職員数で、安心安全な集団生活を維持できることや、外部機関の支援情報などを加味して検討する。
- ⑤ 年度途中で退舎に関わることが生じた場合（以下「途中退舎」とする。）は、各部や寄宿舍での検討結果をふまえて、寄宿舍・スクールバス調整委員会で協議する。
- ⑥ 協議の結果、途中退舎をする生徒及び保護者は、退舎届を舎務主任に提出し、学校長、教頭、教務主任、事務長、事務担当、栄養教諭（管理栄養士）に回覧する。

（2）入舎する上での確認事項

- ① 入舎期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- ② 寄宿舍生の通学・帰省については、保護者がその責任を負う。
- ③ 寄宿舍は集団生活の場であるので、心身の不調の場合は原則として家庭に帰って静養する。
- ④ 寄宿舍で服薬する場合は、医師に処方された薬のみ使用できる。（原則市販薬は使用できない。）使用する際には、所定の書類の提出が必要となる。
- ⑤ 寄宿舍生による、寄宿舍施設の破損については、保護者が負担する場合がある。
- ⑥ 財布、携帯電話、ゲーム機等の貴重品については、寄宿舍職員室内の鍵のかかるロッカーおよび金庫で管理する。携帯電話、ゲーム機等は、寄宿舍のルールに基づいて使用する。

4 入舎決定のプロセスについて

（1）希望調査

- ① 入舎希望調査（6月）・・全家庭対象でスクールバス希望と合わせて、来年度の通学方法について調査を実施する。
- ② 担任の聞き取り（7月）・・スクールバスの希望と合わせて、来年度の通学方法についての希望を聞き取り、部で取りまとめる。

（2）体験入舎

本校の生徒については、6月に第Ⅰ期、11月に第Ⅱ期の体験入舎を行う。次年度に本校の入学を希望し、寄宿舍入舎を検討している外部校の中学部3年生の体験入舎については、10月中旬に行う。

（3）寄宿舍・スクールバス調整委員会

次年度の入退舎生徒について、入舎基準にそって選考を実施する。（11月～1月）

（4）入舎可否通知

運営委員会、職員会に提案後、学校長の決済を受ける。その後、2月上旬を目処に入舎希望者全家庭に入舎可否通知を配布する。